

中期目標期間終了時の検討及び措置(案)

1 趣 旨

地方独立行政法人法第31条に基づき、熊本県知事は、公立大学法人熊本県立大学の中期目標の期間の終了時において、当該法人の①業務の継続の必要性、②組織の在り方、③組織及び業務の全般についての検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる必要がある。

当該検討を行う際には、同法第31条第2項に基づき評価委員会の意見を聴く必要があることから、当該検討に関する方針について、事前に評価委員会の意見を伺うもの。

2 意 義

中期目標期間の終了時に、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その検討結果を業務運営の方法、組織の在り方、役員的人事等に反映させるべく所要の措置を講ずることにより、経済社会情勢等の変化に対応した機動的・弾力的な業務運営が行われることとなる。

3 対応方針

(1) 中期目標期間終了時の検討及び措置を実施する時期

同法第31条では、「中期目標の期間の終了時において、(略) 検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする」とされているが、県が、終了時の検討に基づく措置を中期目標期間の終了時に行っても、県立大学が次期中期計画に反映させることは時期的に不可能である。

このため、次期中期目標の策定と並行して終了時の検討を行い、次期中期目標素案の提示に先行して当該検討及び措置について講ずることとする。

(2) 「中期目標期間終了時の検討及び措置」と「次期中期目標」の関係

- ① 同法第31条に基づく具体的な検討項目は、次のような事項が考えられる。

検討の内容	検 討 の 例 示
業務を継続させる必要性	・業務の継続又は業務の廃止若しくは民営化 等
組織の在り方	・教育研究組織（学部・学科、大学院等）の見直し 等
組織及び業務の全般	・次期中期目標期間における教育研究業務運営等の指示

- ② 法人運営の基本となる前記①の表の3つの項目について、現中期目標期間における法人の取組を現中期目標における残された課題を中心に総括し、法人に所要の措置について通知するとともに、その結果を次期中期目標に反映させる。

4 国及び他都道府県の実組状況

(1) 国→国立大学法人

- ・ 文部科学省は、中期目標の検討前に、国立大学法人に対し、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」として、大学の教育研究等の質の向上や業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他の業務運営について見直し内容を通知し、中期目標及び中期計画素案等において、その見直し内容が反映されるよう求めている。なお、国においては、中期目標も国立大学法人が案を策定することとなっている。

(2) 横浜市→公立大学法人横浜市立大学

北九州市→公立大学法人北九州市立大学

- ・ 中期目標の検討過程において、法人が引き続き業務を継続することを適当と認めるとともに組織及び業務の見直しについて具体的に通知し、その結果を次期中期目標に反映させている。

(3) 岩手県→公立大学法人岩手県立大学

- ・ 中期目標の検討過程において、「これまでの年度評価や暫定評価の内容、評価委員会における議論等を踏まえて今後の法人のあり方を決定し、次期中期目標を策定することをもって、『検討』及び『所要の措置』を行うこととした」旨を通知している。

(4) 秋田県→公立大学法人国際教養大学

- ・ 中期目標の検討と並行して終了時の検討も行い、その結果に基づく措置は行わずに中期目標に反映させる形とした。

【参 考】

地方独立行政法人法

(中期目標の期間の終了時の検討)

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。